

## 学校感染症と出席停止についてのお知らせ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。お子様が下記の感染症にかかれた場合、出席停止となりますので、速やかに学校へご連絡ください。医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり再登校する際には、右記の書類を学校へ提出してください。

### 【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則一部改正 令和5年5月8日施行

	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(3日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

「その他の感染症」は、通常学校では見られないような重大な流行が起こった場合に出席停止の対象となりますが、ごく少数の場合は直ちに出席停止の対象にはなりません。

【例】流行性嘔吐下痢症(感染症胃腸炎)、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病 等

【学校感染症罹患時に学校へ提出していただく書類】（裏面）

①インフルエンザに関する報告書・・・インフルエンザに罹患した場合、保護者の方がご記入ください。

②新型コロナウイルス感染症に関する報告書・・・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、保護者の方がご記入ください。

③学校における感染症等に係る登校に関する意見書・・・①・②以外の学校感染症に罹患した場合、  
受診した医療機関で記入をお願いしてください。

\*用紙はコピーしてご利用いただくか、本校のホームページからもダウンロードできます。

**参考** インフルエンザの出席停止期間について（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

区分	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発熱後5日経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能	
発症後 2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能	
発症後 3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
発症後 4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

注1) 発熱した翌日を「1日目」と数えます。

注2) 発熱した翌日から少なくとも5日間は出席停止となります。

①インフルエンザ（保護者の方がご記入ください）

## 【インフルエンザに関する報告書】

附属高等学校天王寺校舎主任 様

1. \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

2. インフルエンザの種類 \_\_\_\_\_型

3. 受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

医療機関連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

受診日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）

医師が判断した発症日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）

4. 解熱日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

②新型コロナウイルス感染症（保護者の方がご記入ください）

## 【新型コロナウイルス感染症に関する報告書】

附属高等学校天王寺校舎主任 様

1. \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

2. 医療機関を受診した場合  
受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

医療機関連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

受診日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）

発症日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）

3. 家庭での抗原検査で陽性判定だった場合  
検査日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）  
発症日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

③インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症  
(医療機関で記入をお願いしてください)

学校における感染症等に係る登校に関する意見書

大阪教育大学附属天王寺中学校  
大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎  
校長 校舎主任 様

年 組 番 氏名

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき、  
令和 年 月 日より療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、  
令和 年 月 日より登校が可能であると判断しました。

第1種感染症

( ) [治癒]

第2種感染症

- 麻しん [解熱後3日経過]  風しん [発しん消失]
- 水痘 [すべての発しんの痂皮化]  咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]
- 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好]
- 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
- 結核 [感染のおそれなし]  髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症  流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎  腸管出血性大腸菌感染症  
 コレラ  細菌性赤痢  腸チフス  パラチフス

第3種その他の感染症

( )

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、  
現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

- 血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん
- よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛
- がんこな咳漱 唾液腺の腫大

その他の意見 ( )

令和 年 月 日

医療機関名：  
医 師 名： 印